

## 役員の変更について

次のとおり、指定管理者の指定を受けた団体の役員が変更となったので、役員名簿及び変更となった役員の履歴書を提出します。

令和 年 月 日

団体名

代表者

### 1 変更の日

令和 年 月 日

### 2 提出図書

- (1) 変更後の役員名簿及び変更した役員の履歴書

役員等名簿

役職名	氏名	住所	備考

※ 変更になった役員の方のみ、それぞれ履歴書を添付してください。

団体名 \_\_\_\_\_

# 履 歴 書

住 所	
氏 名	

年 月	職 名
春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号）第3条第1項各号に該当していません。	
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 (署名欄) 氏 名	

春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第10条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する団体
- (5) 役員又はこれに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 指定管理者が第10条第1項又は第2項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその役員又はこれに準ずる者であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - オ 暴力団員の利益となる活動を行う者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する団体
- (7) 前3号に掲げる団体に準ずると認められる団体
- (8) 国税、県税及び市税が課税される団体であって、これらを滞納している団体